

福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

1 目的

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要であるが、ひとり親家庭の親または児童の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親または児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親または児童の学び直しを支援することを目的として給付金を支給することについて、必要な事項を定める。

2 給付金の種類

(1) 受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(2) 合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

3 実施主体

実施主体は福井県とする。

4 支給対象者

本事業の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）および児童であって、次の要件をすべて満たす者とする。ただし、高等学校卒業者および大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

- ① 県内に住所を有していること。
- ② ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- ③ 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

5 対象講座

本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、知事が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合、本事業の対象とはしない。

6 支給額等

(1) 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額とする。ただし、その20%に相当する額が10万を超える場合の支給額は10万とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計は15万円とする。

7 事前相談の実施

受講修了時給付金または合格時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親または児童が、高卒認定試験合格のための講座を受講しようとするときは、あらかじめ講座の受講について相談するものとする。

8 受給要件の審査および対象講座の指定等に関する手続き

- (1) 本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙様式1「福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を受講開始日以前に提出し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。
- (2) 知事は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、その内容を審査し、対象講座の指定を行った場合には、別紙様式2「福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により当該ひとり親家庭の親または児童に通知するものとする。
- (3) 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿および個人番号等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。
 - ① 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - ② 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - ③ 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり

親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

9 受講修了時給付金および合格時給付金の支給等

(1) 受講修了時給付金または合格時給付金の支給を受けようとする者は、知事に対して、給付金の種類に応じ次に掲げる日以後に、別紙様式3「福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」（以下、「支給申請書」）を提出するものとする。

① 受講修了時給付金 受講修了日

② 合格時給付金 文部科学省から合格証書が送付された日

(2) 受講修了時給付金の支給を申請するときは、申請書に次の書類等を添付しなければならない。ただし、公簿および個人番号等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

① 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

② 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

③ 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

④ 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

⑤ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

なお、受講修了給付金の支給申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由があると知事が認めたときは、この限りでない。

(3) 合格時給付金の支給を申請するときは、申請書に次の書類等を添付しなければならない。ただし、公簿および個人番号等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

① 前項第1号から第3号に定める書類等

② 文部科学省が発行する合格証明書の写し

なお、合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(4) 知事は、支給申請書を受理した場合、その内容を審査し、支給の決定を行った場合には、別紙

様式4「福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」(以下、「支給決定通知書」という。)により当該ひとり親家庭の親または児童に通知するものとする。

10 給付金の返還

知事は、当該ひとり親家庭の親または児童が偽りその他不正の手段により受講修了時給付金または合格時給付金の支給を受けたとき、または支給要件に該当しなくなったときは、支給額に相当する金額の全部または一部を受給者から返還させることができるものとする。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日より施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、令和元年10月9日より施行する。

この要綱は、令和元年12月5日より施行する。